

◆農地の売買・贈与・貸借等の許可（農地法第3条）について

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。

○農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべての要件を満たすと判断された場合のみ許可となります。

No.	満たすべき内容（農業委員会で審査する項目）	根拠法令
1	今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（すべて効率利用要件）	農地法第3条第2項第1号
2	法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと（農業生産法人要件）…注1	農地法第3条第2項第2号
3	申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）	農地法第3条第2項第4号
4	今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積（5,000㎡）以上であること（下限面積要件）…注2	農地法第3条第2項第5号
5	今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）	農地法第3条第2項第7号

注1…農地所有適格法人以外の法人が権利を取得することはできません。法人による農地の権利取得が貸借のみの場合、解除条件付きで農地を借りることができます。

注2…下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的にかつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定（都府県：50a、北海道：2ha）以上にならないと許可はできないとするものです。